

静岡県立川根高等学校人材バンク「川根高校 学校応援団」設置要綱

1 趣旨

静岡県立川根高等学校の使命は、川根地域を担う人材の育成である。具体的には下記の人材を育成する。

- (1) 地元就職し川根地域に住み、地域に貢献する人材。
- (2) 進学後、専門知識・技能を身に付け、川根地域に戻り地域に貢献する人材。
- (3) 川根地域に居住していないが、国内外で活躍し、間接的に地域に貢献する人材。

この使命を果たすため、静岡県立川根高等学校人材バンク「川根高校 学校応援団」(以下「川高応援団」と称する。)を設置し、社会の一線で活躍する人材の生き方・生き様を学ぶ機会を川根高校生に提供する。

2 登録者・登録団体の対象

「川高応援団」に登録できる者・団体は、次に掲げる要件を満たす者・団体とする。

- (1) 川根地域を担う人材を育成するために意欲と情熱を持ち、自らの知識と経験を教育活動に活かすことを希望する者・団体。
- (2) 営利目的ではなく、政治的・宗教的中立性を保ち活動する者・団体。
- (3) 法令を遵守する者・団体。
- (4) 雇用を前提とするものでなく、無償ボランティアであることに同意する者・団体。

3 登録

「川高応援団」への登録は、個人または団体の申込による。

- (1) 「川高応援団」への登録を希望する者または団体は、「川高応援団」登録申込書を静岡県立川根高等学校長(以下、「校長」と称する。)に提出する。
- (2) 校長は、申請書に虚偽の記載があることが判明したとき、または「川高応援団」の設置趣旨にそぐわない人物または団体と認められるときは、その登録を拒否または抹消することができる。
- (3) 校長は、登録に関する情報を他の目的に使用しない。ただし、当該登録者または登録団体の承諾を得たときはこの限りではない。

4 登録者・登録団体の名称

登録者または登録団体には、次に掲げるいずれかの名称を授ける。

- (1) ころろざし団員
「川高応援団」設置の趣旨に賛同する者。
- (2) サポート団員
「川高応援団」設置の趣旨に賛同し、学校の教育活動に可能な範囲で協力できる者。
- (3) サポート団体
「川高応援団」設置の趣旨に賛同し、学校の教育活動に可能な範囲で協力できる団体。

5 登録期間

- (1) 登録期間は、登録した日から登録の日の属する年度の末日までとする。ただし、原則として次年度も登録は継続される。
- (2) 登録者または登録団体は、登録抹消の意向があるときは、登録期間が満了する前にあらかじめ校長に申し出る。

6 サポート団員・サポート団体の活動

校長の監督の下、当該学校の授業、総合的な学習の時間、ホームルーム、行事、その他の企画において、教職員と連携して教育活動に従事する。

7 事務局

事務局は、静岡県立川根高等学校進路課に設置する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、「川高応援団」に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。